

令和4年度事業報告

境水先区水先人会

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）」により改正された水先法に基づき、平成19年4月1日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置および運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策
その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

令和4年度は、昨年に引き続きコロナ禍の影響により竹内南1号岸壁(旅客船)の大型クルーズ客船の入港は、ある程度予定されていたにもかかわらず実際に入港したのは飛鳥IIのみで有った。しかし、次年度以降の計画として、大型客船の誘致に向け、コロナ禍に対する対応の整備が実施された年度でも有った。また、大型貨物船の江島入港に対するシミュレーション後のマニュアルも完成し、又、境水道の測深も行なわた事により、大型の貨物船が江島岸壁に入港できるようになった。これらの事を加え、より一層の安全運航と海難防止、並びに運航技術の向上等に推進する年度となった。

令和4年4月より専属水先人が2名となった事から、水先事務所における従来の事務作業をPCによる書類整備に切り替え、事務所内の紙書類を極力少なくし、事務作業の軽減を図るなど、効率の良い水先事務所として機能する事を目指し、境港の入出港船の応召に対応し、運用している。

2. 各事業

令和4年度において次の具体的事業を行った。

(1) 適正化事業

- ・ 緊急時のバックアップ支援の要請を受けている、中国電力三隅火力発電所へ